

東歌を歌う

加藤 静雄

万葉集の歌は、言うまでもなく飛鳥や奈良ばかりではなく、当時の中央政権の勢力の及ぶ限りの地で歌われた歌が多く収録されている。その「地方」での歌の場ということ

を考える、そこに各地の国府・郡家などの存在が大きいくローズアップされて来るようである。天平宝字三年、因幡守大伴家持は、任地の国庁に国司郡司たちを集めて

三年春正月一日、因幡の国庁に饗を国郡司等に賜る
時の宴歌一首

新しき年の始めの初春の 今日降る雪の いや重け吉
言(20・四五―一六)

と歌い上げ、万葉集の掉尾を飾った。この歌について、本稿の主題に沿ってここで確認しておきたいことは、正月と

いう特別の行事ではあるが、国守家持が「国郡司等」と集まっていることである。つまり国司や郡司たちは、宴会の場ではあるが、歌の場をともにしているのである。

大伴家持は、正月ばかりではなく、赴任した地方の宴席において国司や郡司たちと歌の場をともにしている。例えば、天平十八年、越中国の国司として赴任したばかりの家持は、国司たちと宴を催し、

八月七日の夜、守大伴宿禰家持の館に集ひて宴する
歌

秋の田の穂向き見がてり わが背子がふさ手折りけむ
女郎花かも(17・三九四―三)

右の一首は、守大伴宿禰家持の作る。

女郎花咲きたる野辺を行きめぐり 君を思ひ出 たも
とほり来ぬ(17・三九四―四)

右の三首（二首略）は、椽大伴宿禰池主の作る。
と、挨拶歌を交わしている。その宴に参加した史生であつた土師宿禰道良は、

ぬばたまの夜は更けぬらし 玉くしげ二上山に 月か
たぶきぬ（17・三九五五）

右の一首は、史生土師宿禰道良。

の一首をのこしている。国司の下に位置している司生、つまり書記官である土師宿禰道良までが加わって居ることは注目される。国守家持はかなり広い範囲の官人たちと宴をともにしているのである。また、天平二十年、椽久米朝臣広縄の館で催された宴では、次の四首の歌が記録されている。

四月一日椽久米朝臣広縄の館の宴の歌四首

卯の花の咲く月立ちぬ ほととぎす来鳴き響めよ ふう
みたりとも（18・四〇六六）

右の一首は、守大伴宿禰家持の作る。

二上の山に隠れるほととぎす 今も鳴かぬか 君に聞かせむ（18・四〇六七）

右の一首は、遊行女婦土師の作る。

居り明かしも今宵は飲まむ ほととぎす 明けむ朝は
鳴き渡らむそ二日は立夏節に應る。故に明けむ旦は喧かむといふ（18・四〇六八）

右の一首は、守大伴宿禰家持の作る。

明日よりは継ぎて聞えむ ほととぎす 一夜のからに
恋ひ渡るかも（18・四〇六九）

右の一首は、羽咋郡の擬主帳能登臣乙美の作る。

この宴で注目されるのは、椽久米朝臣広縄の館での宴会に歌われた歌群で、多分主賓であろう大伴家持に混って遊行女婦土師などとともに、羽咋郡の擬主帳であつた能登臣乙美が「明日よりは継ぎて聞えむ」と歌っていることである。羽咋郡の、郡長である大領でも、次官の少領でもない、もつと下役の書記の見習いともいふべき、擬主帳であつた能登臣乙美の歌である。乙美はその「能登臣」という名から推測しても在地の、国造家出身の若い見習い書記であつたと考えられる。中川幸広氏も

越中羽咋郡擬主帳能登臣乙美が家持と交わつて何等遜色のない歌を作っている。主帳は郡司の最末端。おそらく外位の最下位の位を持っていたであろうか。擬主帳とあれば位階を持たない可能性のほうが大きい。¹⁾と指摘しているように、乙美は国守家持と同席して、少しもひけを取らない歌を詠んでいるのである。

これは一人家持の周辺だけのものではない。家持の父旅人も、例えば著名な「梅花の宴」において、大宰府で同じような場を持っていた。もちろんこの「梅花の宴」参加者

は、大宰府管理下の九州及び壹岐・対馬の国司たちであつて、在地の郡司たちの参加は確認されないが、大宰帥主催の宴というかなり高級な場はともかく、一クラス下がった国司たちの主催する宴では郡司たちも参加することがあったのである。再び家持の例を引用して見る。天平二十年四月に、

しなぎかる越の君らと　かくしこそ柳かつらぎ　楽し
く遊ばめ（18・四〇七一）

右は、郡司已下子弟已上の諸人、多くこの会に集ふ。因りて守大伴宿祢家持此の歌を作る。

という作が記録されている。「この会」がどの様な宴であつたかということは判然としていないのだが、少なくともここでは「郡司已下子弟已上」の人々が「多くこの会に集」つていたのである。

このように地方の国府などでも、国司たちや郡司たちが集つて宴を催し、歌を歌っているのである。このような集いが、東国においても行われていたと推測する事はあながち無理ではなからう。東歌には次のような歌もある。

足の音せず行かむ駒もが　葛飾の真間の継橋　止まず
通はむ（14・三三八七）

つむが野に鈴が音聞こゆ　かむしだの殿とののなかし
鷹狩とがりすらしも（14・三四三八）

稲掲げばかかる吾が手を　今宵もか　殿わぐの若子が取り
て嘆かむ（14・三四五九）

東国にも、当時高価であつた「駒」に乗って女のところへ「止まず通」える階層の人々があつた。彼等は「殿」と呼ばれる豪族であつた。歴史的には多分国造となり、郡司になつていった家柄の人々であらう。東国でもこれらの人々が時には国司たちの宴に参加していたと推測される。能登臣乙美の歌はそれを示唆している。

土橋寛氏も

例えば一つの郡の中での支配機構につながる人々の酒宴、国庁の官人と在地支配者層の人々の酒宴の場などが考えられるが、このような宴席に班田農民を代表する村々の里長クラスの農民も参加する機会があつたであらう。

と述べられている。

II

東国に国造階級の人々が居て、国司たちの宴に参加していたと考えられると、東国での歌の場もかなり見えてくる。その様相をまず常陸の国の有名な唄歌会に見てみたい。

『常陸国風土記』の「筑波郡」には、
それ筑波の岳やまは、高く雲に秀で、最頂いただきは西の峰け嶒せ嶒せし

く、それを雄の神と謂ひて、登臨らしめず。但し、東の峰は、四方磐石にして、昇り降りは塊坵ならずも、其の側に流泉ありて冬も夏も絶えず。坂より已東の諸國の男女、春は花の開ける時、秋は葉の黄づる節、相携ひ駢闐り、飲食を齋賚し、騎に歩に登臨り、遊樂び栖遲へり。其の唱に曰はく

筑波嶺に会はむと云ひし子は 誰が言聞けばか
寝会はずけむ

筑波嶺に廬りて 妻なしに我が寝む夜ろは 早も明
けぬかも

詠へる歌甚多くして、載車るに勝へず。俗の諺に云はく、筑波峰の会に娉の財を得ざれば、兒女とせずといへり。

とある。筑波嶺の嬺歌会の様相を伝える条である。この『常陸国風土記』に伝える嬺歌会の様相は、後に触れる万葉集の高橋虫麻呂の歌に窺われるそれとは、微妙に異なっている。しかし、嬺歌会の在り方は、『風土記』に伝えるものの方が、虫麻呂の歌に比べて、その実態により近いと考えられる。その筑波山は、同じ『常陸国風土記』の筑波郡条の、有名な神祖の神の巡幸の説話に窺えるように、常陸の人々の誇る名山であった。『風土記』には、次のように伝えてい

もしれないが、本稿にとつては大切なものと思われるので、煩を厭わずあげることにする。

古老のいへらく、昔、神祖の尊、諸神たちのみ処に巡り行でまして、駿河の国福慈の岳に到りまし、卒に日暮に遇ひて、寓宿を請欲ひたまひき。此の時、福慈の神答へけらく、「新粟の初嘗して、家内諱忌せり。今日の間は冀はくは許し勘へじ」とまをしき。是に、神祖の尊、恨み泣きて雪告りたまひけらく、「即ち汝が親ぞ。何ぞ宿さまく欲りせぬ。汝が居める山は、生涯の極み、冬も夏も雪ふり霜おきて、冷寒重襲り、人民登らず、飲食な奠りそ」とのりたまひき。更に、筑波の岳に登りまして、亦客止を請ひたまひき。此の時、筑波の神答へけらく、「今夜は新粟嘗すれども、敢へて尊旨に奉らずはあらじ」とまをしき。爰に飲食を設けて、敬び拜み祇み承りき。

(中略)

是をもちて、福慈の岳は、常に雪ふりて登臨することを得ず。其の筑波の岳は、往集ひて歌ひ舞ひ飲み喫ふこと、今に至るまで絶えざるなり。(山岩波古典大系による) この説話では、富士山を貶め、筑波山を褒める、いわゆる土地褒めの内容を持っている地方性豊かな伝承であるが、常陸の人々の筑波山に寄せる親しみの心もよく表れている。

それとともに、新嘗の行事が東国の農村に「家内諱忌」して行われていたことを示しており、東歌の

誰ぞこの屋の戸おそぶる 新嘗に我が背を遣りて 斎
ふこの戸を(14・三四六〇)

とともに、当時の東国農村の生活の一端が知れて興味深い。さらにこの説話には、筑波山における嬬歌会の縁起をも述べている。それが新嘗の行事と関連させて述べられていることは、秋本吉徳氏も「筑波山の歌垣の」由来を新嘗の行事と関連させて語っていることも興味深い(『風土記 全訳注』)に指摘しているように、注目される問題である。この筑波山には、常陸の国に赴任した国司たちも登り、遊んだのであった。万葉集には次のような歌を載せている。

検税使大伴卿、筑波山に登る時の歌一首并せて短歌
衣手常陸の国の 二並ぶ筑波の山を 見まく欲り君来
ませりと 暑けくに汗かき嘆き 木の根取りうそぶき
登り 峰の上を君に見すれば 男神も許したまひ 女
神もちはひたまひて 時となく雲居雨降る 筑波嶺を
さやに照らして いふかりし国のまほらを つばらか
に示したまへば 嬉しきと紐の緒解きて 家のごと解
けてぞ遊ぶ うち靡く春見ましゆは 夏草の茂くはあ
れど 今日の楽しさ(9・一七五三)

反歌

今日の日にいかにかけむ 筑波嶺に 昔の人の来け
むその日を(9・一七五四)

筑波山に登る歌一首并せて短歌

草枕旅の憂へを 慰むることもありやと 筑波嶺に登
りて見れば 尾花散る師付の田居に 雁がねも寒く来
鳴きぬ 新治の鳥羽の淡海も 秋風に白波立ちぬ 筑
波嶺のよけくを見れば 長き日に思ひ積み来し 憂へ
はやみぬ(9・一七五七)

反歌

筑波嶺の裾みの田居に 秋田刈る妹がり遣らむ 黄葉
手折らな(9・一七五八)

一七五三番歌は、検税使「大伴郷」(大伴旅人とも道足ともいわれる)が、筑波山に登った時の歌であり、作者は高橋虫麻呂と考えられている。一七五七番歌も一七五三番歌と同時にどうかは不明だが、やはり虫麻呂の筑波山に登った歌であり、筑波山は常陸の国に赴任した官人たちにとっても印象深い山であった。そこで前述したように「嬬歌会」が行われたのである。

筑波嶺に登りて嬬歌会を為る日に作る歌一首并せて短歌

鷺の住む筑波の山の 裳羽服津のその津の上に 率ひ

て娘子壮子の 行き集ひかがふ嬢歌に 人妻に我も交
はらむ 我が妻に人も言問へ この山をうしはく神の
昔より禁めぬわざぞ 今日のみは目申もな見そ こと
もとがむなは嬢歌は、東の俗語に
は「かがび」といふ (9・一七五九)

反歌

じこみ男神に雲立ち上り しぐれ降り濡れ通るとも 我れ帰
らめや (9・一七六〇)

右の件の歌は、高橋連虫麻呂の歌集に出づ。
この歌は、その嬢歌会を有名にした虫麻呂の歌である。

特に「人妻に我も交はらむ 我が妻に人も言問へ」の語句
は、その嬢歌会の性的な風習の様相を伝えるものとして、
人々に興味を持って語られ、多く論議の対象となり、広く
知られている。しかし、筆者はこの語句は嬢歌会の実態と
は異なるであろうと考えている。つまり、中央官人であつ
た虫麻呂が、土地の人々の行く嬢歌会に参加出来たと考
えられないし、『常陸国風土記』が伝える嬢歌会には、いわ
ゆる「乱交」の様子を窺うことは出来ない。嬢歌会にあつ
て「性交」は行われたとしても、それは筑波嶺の近在に住
む、青年男女の健康な営みであつたであろう。もちろん『風
土記』の記載がすべて正しいとは言えないが、虫麻呂の歌
には、東国の風習をいたずらに誇張し、「異郷の文化」とし
て都の人に示そうとした興味本位な表現があつたのではな

いか。しかし、これは本稿の主題から外れるので、今はこ
れ以上この歌について触れない。

嬢歌会で歌われた歌は、『常陸国風土記』にも二首載せ、
「詠へる歌甚多くして、載車に勝へず」と記しているが、
万葉集卷十四の国別分類した歌には、常陸国歌とされるも
のが雑歌、相聞を含めて十二首記載されているが、その大
部分はこの嬢歌会で歌われた歌のように考えられる。

筑波嶺の嶺ろに霞居 過ぎがてに息づく君を 率寝て
やらさね (14・三三八八)

筑波嶺にかか鳴く鷺の音のみをか 泣き渡りなむ 逢
ふとは無しに (14・三三九〇)

筑波嶺にそがひに見ゆる葦穂山 悪しかるとがも さ
ね見えなくに (14・三三九一)

筑波嶺の石もどろに落つる水 世にもたゆらに 吾
が思はなくに (14・三三九二)

筑波嶺の彼面此面に守部据え 母い守れども 魂ぞ逢
ひにける (14・三三九三)

小筑波の繁き木の間よ立つ鳥の 目ゆか汝を見む さ
寝ざらなくに (14・三三九六)

三三八八番歌は、村の長老格の人物が若い娘に、筑波嶺
の嬢歌会の日「息づく君を 率寝てやらさね」と笑いな
がら語っている歌と解釈できるし、三三九〇番歌の、「泣き

渡りなむ 逢ふとは無しに」といふ嘆きは、『風土記』の「筑波嶺に会はむと云ひし子は 誰が言聞けばか み寝会はずけむ」と同趣のものである。三三九一番歌は、その嬬歌会で「悪しかるとがも さね見えなくに」と相手を見定めている様子が窺えよう。三三九二番歌は、「世にもたゆらに吾が思はなくに」と誓っているのである。三三九三番歌では、厳しい親の目を盗んで、二人の気持ちを通いあつた喜びを歌い、三三九六番歌は、「小筑波の繁き木の間」に立つて、思いを懸ける相手が、筑波嶺の葉の茂っている木の間からかすかに見える様相を歌っている。

また、この常陸の国にも、都の上級貴族と歌を交わす女性が居た。彼女は、常陸守であつた藤原不比等の三男宇合が都に帰任する時に、

藤原宇合大夫、任を遷させ、京に上る時、常陸娘

子の贈る歌一首

庭に立つ麻手刈り干し 布曝す 東女を忘れたまふな

(4・五二一)

の歌を贈っている。丁度大宰府から帰京する大宰帥大伴旅人に、遊行女婦児島が

冬十二月(天平二年)、大宰帥大伴卿、京に上る時

に、娘子の作る歌二首

おほ 凡ならばかかもせむを 恐みと 振りたき袖を忍び

であるかも(6・九六五)

大和道は雲隠りたり しかれども吾振る袖を 無札と
思ふな(6・九六六)

と、別れの歌を贈つたように。常陸の国府周辺にも、このような歌を贈答することの可能な女性が居たのである。常陸国を草深い鄙とだけ見ることは出来ない。もちろん、そこは「天離る鄙」とも歌われない、つまり、都との対比を意識する事さえ難しい、都からはるかに遠く離れた地ではあつたが、「天離る鄙」の語を好んで用いたのは、越中における家持であつた。万葉集中二十四例を数える「天離る鄙」の用例中、十四例は越中の家持であつた。後の十例は、六例が筑紫あるいはそれに繋がる地、「近江荒都歌」の一例、土佐が一例、はつきりしないものが三例である。これらの用例は、「天離る鄙」の語が、常に都を意識して使われていることを示している。

さて、前述した東歌の常陸の国の歌は、多分筑波山の嬬歌会の場合の歌であろう。これらの歌が万葉集にどのような経路で定着したのであるうか。後述する用例を考えながら私見を述べてみたいと思う。

III

下総の国の葛飾の真間の入り江は、国府の港の機能を果

たしていたと考えられる。そこに伝説の美女がいた。真間の手児名である。都からきた官人、あるいは旅人はその美女の墓に立ち寄り、伝説を文芸化して行つた。山部赤人は、

葛飾の真間娘子の墓を過ぐる時に、山部宿禰赤人の作る歌一首并せて短歌東の俗語には「かづしかのままでのこ」といふ

いにしへにありけむ人の 倭文機の帯解き交へて 伏屋立て妻問ひしけむ 葛飾の真間の手児名が 奥城を
ことは聞けど 真木の葉や茂りたるらむ 松が根や
遠く久しき 言のみも名のみも我は 忘らゆましじ
(3・四三二)

反歌

我も見つ人にも告げむ 葛飾の真間の手児名が 奥城
所(3・四三二)

葛飾の真間の入り江に うち靡く玉藻刈りけむ 手児
名し思ほゆ(3・四三三)

と歌い、高橋虫麻呂は、

葛飾の真間娘子を詠む歌一首并せて短歌「高橋虫麻呂
歌集」

鶏が鳴く東の国に いにしへにありけることと 今ま
でに絶えず言ひける 葛飾の真間の手児名が 麻衣に
青衿着け ひたさ麻を裳には織り着て 髪だにも搔き
は梳らず 杵をだに履かず行けども 錦綾の中に包め

る 斎ひ子も妹にしかめや 望月の足れる面わに 花
の如笑みて立てれば 夏虫の火に入る如 港入りに舟
漕ぐ如く 行きかぐれ人の言ふ時 いくばくも生けら
じものを 何すとか身をたな知りて 波の音の騒く港
の 奥城に妹が臥やせる 遠き代にありけることを
昨日しも見けむが如も 思ほゆるかも(9・一八〇七)

反歌

葛飾の真間の井を見れば 立ち平し水汲ましけむ 手
児名し思ほゆ(9・一八〇八)

と歌つたのであつた。

彼等が描く美女の姿は、男達が「倭文機の帯解き交へて
伏屋立て妻問ひしけむ」ものであり、「麻衣に青衿着け ひ
たさ麻を裳には織り着て 髪だにも搔きは梳らず 杵をだ
に履かず行けども」望月の足れる面わに 花の如笑みて立
てれば」というものである。「貧しい」生活の中にあつて、
装いも満足なものではないけれども、その「望月の足れる
面わ」の美は、男達を引き付け惑わすには十分であつた。

男達は「夏虫の火に入る如 港入りに舟漕ぐ如く」引き寄
せられて行つたのであつた。しかし、彼女は「何すとか身
をたな知りて 波の音の騒く港の奥城に」伏しているとい
う。ここに造形されている真間の手児名のイメージは、貧
しい生活の中の美人であり、その美女の死を悼むという点

で共通している。もちろん墓の前にして、伝説を文芸化したのであるから、死を悼むという発想があるのは当然であろうし、都人の目から見れば、葛飾の真間の周辺の様相は「貧しかった」であろうから、そこに生活していた手児名もまた「貧しかった」であろう。

しかし、東歌の世界では、真間の手児名は土地の伝説上の憧れの美女であって、「貧しい」こともなかったし、また手児名の死を悼む歌も歌わなかった。東歌の世界は、躍動する生の世界のものであり、死の世界を歌うことはなかったのである。巻十四の巻尾の挽歌一首は、桜井満氏がいうように、追補されたものであろう。

東歌の真間の手児名に関する歌は次の四首である。巻十四に載せる下総国の相聞歌のすべてであるが、この四首がすべて真間の手児名関係の歌であると言うことは、すでに桜井満氏が指摘した通りである。

葛飾の真間の手児名を まことかも吾によすとふ 真間の手児名を (14・三三八四)

葛飾の真間の手児名が ありしかば 真間のおすひに 波もどろに (14・三三八五)

鳩鳥の葛飾早稲を嘗すとも その愛しきを とに立て めやも (14・三三八六)

足の音せず行かむ駒もが 葛飾の真間の継橋 止まず

通はむ (14・三三八七)

真間の手児名については、別稿を用意しているのですが、ここでは東歌の下総国相聞四首は、すべて真間の手児名に関するものであるという桜井氏の指摘を紹介し、筆者もそれと同意見であるとのみ述べておきたい。

赤人や虫麻呂の歌は、下総の国の国府で披露されたものであろう。そこでは、既に真間の手児名について知っている国府の官人たちや、在地の人々が居たのである。その前でこれらの歌が歌われたとき、土地の手児名の歌もまた披露された。もちろん赤人や虫麻呂以前に、国司たちは土地の手児名の歌を知っていたかもしれない。だが、それはどちらでもよい。つまりここでも国府の場でこれらの東歌が、都人の耳に入り、文字化されたという状況があったということが確認されればよいのである。そうすると、賀茂真淵によって「東ぶりならず」といわれた巻十四巻頭第二首目の

葛飾の真間の浦廻を漕ぐ舟の 舟人騒く 波立つらし も (14・三三四九)

の歌が、その存在の様相を表わしてくるのである。この歌はいうまでもなく、

風早の三穂の浦廻を漕ぐ舟の 舟人騒く 波立つらし も (7・一二二八)

という類歌を持つ。このことは下総国に赴任して来た官人か、あるいは旅人が、都で聞き知った巻七に採録されている歌（巻七そのものを見たかどうかは別の問題である）を思い起こし、地名を変えて、このような場で披露したのではないかと考えられる。そして、それらの歌は国府の誰かの手によって記録され、東歌の中に含められて都に運ばれたと筆者は考えている。同様の状況が巻十四巻頭歌、上総の国の歌と記録されている、

夏麻ひく海上瀉の沖つ渚に 船はとどめむ さ夜更け
にけり（14・三三四八）

の歌にも考えられるのである。この歌もまた

夏麻ひく海上瀉の沖つ渚に 鳥はずだけど 君は音も
せず（7・一一七六）

吾が船は明石の港に漕ぎ泊てむ 沖へな離り さ夜更
けにけり（7・一一二九）

という類歌を巻七に持つ。三三四八番歌を歌った人は、都からの旅の果てに着いた上総の国の国府で、この歌を披露したとも考えられる。三三四八番歌と三三四九番歌とは、このように考えると、状況的にも、類歌関係も納得できるように思われる。さらに言えば、全く根拠のない想像の域を脱していないが、この両歌は同一人の発想の結果かとも考えられるのである。

また東歌の相聞には、信濃の国の歌四首が記録されている。

人皆の言は絶ゆとも 埴科の石井の手児が 言な絶え
そね（14・三三九八）

信濃道は今の墾り道 刈り株ばに足踏ましむな 杵はけ
わが背（14・三三九九）

信濃なる千曲の川の細石さいれも 君し踏みてば 玉と拾は
む（14・三四〇〇）

中麻奈に浮きおる船の漕ぎ出なば 逢ふこと難し 今
日にしあらねば（14・三四〇一）

この相聞四首は、一つのまとまった歌群であろう。ただし、三四〇一番歌の「中麻奈」の訓みが定かではないのが残念であるが、この歌群は信濃の国府の近く埴科郡に伝わる、石井の手児を主人公としたものである。葛飾の真間の手児名の場合と同様に、信濃の国においても埴科の石井の手児をめぐる土地の伝承があつて、それが信濃の人々の間に語り継がれ、歌い継がれていたであろう。それが国府の場で記録されたものであろうと考えている。

IV

東歌は、兵衛や采女として都の生活を送っていた人たち、あるいは衛士として都に勤務し、さらには調・庸の運脚と

して都の地を踏んだ東国人たちから、あるいは防人に差され都の付近を経由し、難波にとどまった東国人から、都、あるいは難波で聞き書きしたと言ふ説もあるが、それを聞き書きした主体を想定することは難しい。東国から人々が上京した時、それらの人に接して、歌を聞き、かつ記録するということは、それを組織的に行わない限り困難な事である。今日その組織を想定することは出来ないが、もし、都で「聞き書き」したとするならば、その組織に雅楽寮を想定するのが最も自然であろう。『日本書紀』の天武四年の二月条には、

大倭・河内・摂津・山背・播磨・淡路・丹波・但馬・近江・若狭・伊勢・美濃・尾張等の国に勅して曰はく、「所部の百姓の能く歌ふ男女、及び侏儒・伎人を選びて貢上れ。

という命令が記録されている。岩波古典大系『日本書紀』下の、この条の頭注によれば、「雅楽寮の歌人・歌女の制度のはじまりか。地方民衆の芸能が国家によって宮廷にとり入れられたことを示す」とある。この解釈が正しければ、この制度が後々に伝わり、奈良に都が移っても、諸国の国司たちは所管の国の歌を報告する慣習があったのではなからうか。しかし、養老律令の職員令には唐楽師、あるいは高麗・百濟・新羅の樂師が置かれ、それを学ぶ樂生も定員

が規定されており、大陸文化の吸収・保存に努めたことは窺えるが、雅楽寮で東国の歌を記録・保存したというようなことについては何も触れていないが。

また、東歌の蒐集者として、例えば高橋虫麻呂、大伴家持、田口益人、大原今城、或いは藤原房前などの都人を考える説があるが、彼等はどのような方法で歌を蒐集したのであろうか。例えば彼等は方言をどのように理解したのか。土地の人にどのように協力させたのであろうか。やはりこれは個人的な蒐集ではなからう。と同時に、東歌は都で文字化されたという想定も難しいのではないか。

東歌にはその特徴の一つとして、方言を用いた歌が多いということがある。

比登其登乃 之氣吉尔余里豆 麻乎其母能 於夜自麻
久良波 和波麻可自夜毛

人言の繁きによりて まを薦の同じ枕は 吾は枕かじ
やも (14・三四六四)

宇倍兒奈波 和奴尔故布奈毛 多刀都久能 努賀奈敝
由家婆 故布思可流奈母

うべ兒なは吾に恋ふなも 立と月のぬがなへ行けば
恋ふしかるなも (14・三四七六)

或本歌末句曰 奴我奈敝由家杵 和奴由賀乃敝波

或本の歌の末句に曰く　ぬがなへ行けど　吾行か
のへば

安受倍可良　古麻乃由胡能須　安也波刀文　比登豆麻

古呂乎　麻由可西良布母

あずへから駒の行このす危はども　人妻児ろを　まゆ

かせらふも（14・三五四一）

これらの歌は、卷十四の未勘国歌の相聞の歌である。今日でも解釈に種々の問題を持っているこれら方言歌は、誰がどのようにして記録したのであろうか。私たちはあまりにも強い方言を聞いた時、その意味はもちろん、それを文字化することも困難であるという経験を持っている。ここに殊更に原文を掲げて見たが、例えば、「於夜自麻久良」を「同じ枕」と理解するためには、かなりの努力が必要であったであろう。「うべ見なは吾に恋ふらし…」の歌を土地の言葉に慣れていない人が聞いたとしても、その意味はほとんど理解できなかつたではなからうか。「たとつくの」を「立つ月」の意味と理解して、「多刀都久能」と方言に忠実に表記することは、どのような人の仕事と考えたらよいか。他所の土地の人が、その土地に何年かの間住んでいたとしても、単に単語の違いばかりではなく、アクセントも違い、音素も異なっていたかも知れぬ言語を、文字に記録するこ

とはかなりの困難さを伴うはずである。例えば、韓国語の呼び掛けの言葉、日本語の「もしもし」に当たる「ヨボセヨ」という語の、最初の「ヨ」と最後の「ヨ」は、ハンブルでは違った表記である。「ヨ」の音が違っているからであり、日本人の耳には区別のし難いものである。そこまでの違いはなかつたかも知れないが、中央の官人たちは、方言での記録が仮に出来たとしても、その意味をどのようにに理解し、方言を忠実に記録したのであろうか。

これらの歌を文字化したのは、在地の知識階級であつたろうと考えられる。彼等は国府あるいは郡司の館での宴にも参加して居たし、そのような場で歌われた都ぶりの歌の知識もあつたはずである。前述した越中羽咋郡の擬主帳、能登臣乙美などがその良い例であつて、東国にもそのような知識を持った郡司階級の人が各地に存在していたであろう。東国という土地の文化の上に都の文化を重層的に持っていた彼等は、東国の土地の歌を短歌形式にして記録し得たのである。

それらの歌を始めとして、国府の宴などで歌われた歌が、記録されて都に運ばれ、雅楽寮あたりに集められたと考えるのである。東国の国府で歌われた歌であるから、そこにはその場に同席した、都から来た人たちの歌も混在する可能性はあつた。前述した「葛飾の真間の浦廻を漕ぐ舟の」

という三三四九番歌や、「夏麻ひく海上瀉の沖つ渚に」の三三四八番歌などはその例である。

それとともに、都の生活を直接に経験した人たち、あるいはその人たちによって伝えられた都の歌、あるいは都の生活などの話を聞き知っていた人によって、

飛鳥川下濁れるを知らずして 背ななと二人 さ寝て
悔しも (14・三五四四)

飛鳥川堰くと知りせば あまた夜も率寝て来ましも
堰くと知りせば (14・三五四五)

という歌も歌われたのである。これらの歌の「背ななと二人 さ寝て悔しも」「あまた夜も率寝て来ましも」などという直截的な表現は、完全に東国のものである。これらの表現は、「土」の生活から完全に切り離されていない、在地豪族層に属する人々の歌と考えられるのである。といつて、「飛鳥川」は民謡の素材にはならない。民衆の日常生活からはあまりにも遠い存在である。「あまた夜も率寝て来ましも」という民謡的な表現を踏まえながら、彼らは彼らの歌を歌ったのである。つまり、東国の文化の中に育ちつつも、中央文化との接点を持っていた人たちの「都風」の歌である。これらの歌は郡司の館で歌われたのかもしれない。それが国司のもとに集められ、都に運ばれたという経路を考へることができよう。

そのように考えた時、それならば、何故東歌が家持の手に入ったとき、国名が喪失したのであろうかという問題が出てくる。それは東歌を集め保存した雅楽寮の性格にあつたのではなからうか。「養老律令」の「職員令」の雅楽寮の条を見てみると

頭一人。掌らむこと、文武の雅曲、正備、雜樂のこと、男女の樂人、音声

人の名帳のこと、曲課試練せむ事、助一人。大允一人。少允一

人。大属一人。少属一人。歌師四人。二人は、掌らむこと、歌

人、歌女教へむこと。二人は、掌らむこと、臨時に声音有りて供奉に堪へたら

む者を取りて教へむこと。歌人四十人。歌女一百人。舞師四

人。掌らむこと、雜の備教へむこと。舞生百人。掌らむこと、雜の備習

はむこと。笛師二人。掌らむこと、雜の笛教へむこと。笛生六人。掌

らむこと、雜の笛習はむこと。笛工八人。唐樂師十二人。掌らむこ

と、樂生教へむこと。高麗、百濟、新羅の樂の師此に准へよ。樂生六十

人。掌らむこと、樂習はむこと。余の樂生此に准へよ。高麗樂師四人。

樂生廿人。百濟樂師四人。樂生廿人。新羅樂師四人。

樂生廿人。伎樂師一人。掌らむこと、伎樂生教へむこと。其れ生は

樂戸を以て為よ。腰鼓生も此に准へよ。腰鼓師二人。掌らむこと、腰鼓

生教へむこと。使部廿人。直丁二人。樂戸。

とある。「唐樂師十二人」「高麗樂師四人」「百濟樂師四人」

「新羅樂師四人」に、「樂生」を唐の「樂師」には六十人、

高麗、百濟、新羅の「樂師」には、それぞれ二十人をつけ

て習わせている。ここでは、唐、高麗、百濟あるいは新羅を一つの地域として、包括して考えているようである。これらは「外国音楽」であるが、東国も同様に一つの地域として、包括して考える傾向があったのではなからうか。だからこそ、意味もあまり明瞭ではなかった方言歌も保存されたのである。丁度唐・高麗・百濟・新羅の言葉が明瞭ではなかったように。

最初国府から提出された歌群には、国名も記録されていたであろうが、雅楽寮に「一つの地域」として包括して保管されている間に、それは喪失してしまったのではなからうかと考えるのである。もし東歌が地方行政にとって、あるいは貴族たちが地方を理解する一つの手段として重要なものであったならば、東歌における国名の喪失は許されなものであろう。そして、巻十四の約六割にも当たる量の未勸国の歌の存在する理由が理解できなくなる。東歌は家持が入手した時すでに国名は不明になっていた。だからこそ家持は、天平勝宝七歲防人歌を入手した家持は、それによって東歌の国名を定かにしようとする努力したのである。だからこそ国別分類できなかつた歌の集団に対して、巻十四の末尾に

以前歌詞未得勸知国土山川之名也
と、書かざるを得なかつたのである。

V

東歌は国府を中心にした歌の場で歌われ記録されたものであった。いわゆる「民謡」といわれるものも、それが披露され文字化されたのは、国府や郡家などであった。そのことは水島義治氏がすでに

都人たちは酒宴の席で、短歌を誦詠し官人たちは從駕・侍宴の際にやはり短歌を誦詠した。それがその場で記載されることも行なわれた。天離る夷、鶏が鳴く東にそれが伝播しない筈はなかつた。然し記録されねばならなかつたから、東国人の歌の誦詠は村落の広場のものではなかつた。(中略)例えば郡司の家の広い室での酒宴、それには班田農民を代表する者も加わることもあつたと思われるが、そのような席で誰かが誦詠した「歌」(まさしく「歌」である)が、その酒宴の場に居た、たぶんそれは国庁の官人、あるいは文字を解する在地支配層の、然も「歌」に関心を持っている者の誰かによって記録されたに違いない。こういうことはおそらく東国のあちこちで行なわれて居たことであろう。

かくして東歌は成立していったと私は考えるものであるが、……

と述べられている。⁽⁵⁾ 本稿はその後をなぞっただけの論ではあるが、だからこそ「東ぶりならず」といわれた都風の歌も、そこに混在することになったのであったのであり、と同時に豊かな方言を含む歌も記録され得たのであった。東歌が都にどの様に運ばれ保存されたのか、あるいは方言歌の存在に対して一つの解答は得られたのではないかと考えている。万葉集における東歌はかくして「歌われた」のであった。本稿で問題としたのは、あくまでも「万葉集」という書物に定着している「東歌」であって、東国の民衆の間に歌われていたであろう、生きていた「民謡」ではないということとを再度確認して拙論を閉じたいと思う。

本稿は一九九三年五月、近畿大学で開催された上代文学会大会での講演草稿に手を入れたものである。

注

- (1) 「東歌と歌謡」「万葉の東国」所収。
- (2) 「東歌の世界」「万葉集の文学と歴史」所収。
- (3) 『万葉集 下』(旺文社版)「作品の解釈と鑑賞」
- (4) 「卷十四の成立」「万葉集東歌論」所収。
- (5) 『校注万葉集東歌・防人歌』—改定増補版—「総説」